

**平成19年1月4日(木)より  
ATMでは10万円を超える現金でのお振込みはお取扱いできません**

本人確認法施行令の改正にともない、平成19年1月4日(木)より、10万円を超える現金でのお振込みは「本人確認」手続きが必要となります。

このため、10万円を超える現金でのお振込みについて以下のお取扱いとさせていただきます。

お客様にはご不便をおかけする場合がございますが、何卒、ご理解くださいますようお願い申しあげます。

**< ATMでのお振込み >**

現金でのお振込み

10万円超	お取扱いできません
10万円以下	従来どおりお取扱いできます

キャッシュカードでのお振込み

当組合のカード	お振込み限度額内で、従来どおりお取扱いできます
他行のカード	お取引金融機関で設けているお振込み限度額内で、従来どおりお取扱いできます * 本人確認手続きがお済でない口座をご利用の場合は、お取扱いできない場合があります

**< 窓口でのお振込み >**

現金でのお振込み

10万円超	本人確認手続きが必要になります
10万円以下	従来どおりお取扱いできます

ご利用口座からのお振込み

ご利用口座からの振替によるお振込みは、従来どおりお取扱いできます。

**本人確認手続きに必要な書類**

[個人のお客様]

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、パスポート、身体障害者手帳など

\* 代理人によるお取引の場合は、ご本人と代理人それぞれの確認書類が必要になります。

[法人のお客様]

以下の と の書類が、それぞれ必要になります。

登記事項証明書、印鑑登録証明書など

お取引に来られた方の、個人の本人確認書類

ご不明な点がございましたら、お気軽にお近くの当組合店舗にご連絡ください